

令和 4 年  
第 6 回 立 川 市 農 業  
委 員 会 総 会 議 事 録

立 川 市 農 業 委 員 会



## 令和4年第6回立川市農業委員会総会日程

日時 令和4年6月24日（金）午後3時

会場 302会議室

- 1 開会
- 2 議事録署名委員の指名
- 3 報告事項
  - (1) 事務報告
  - (2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
  - (3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
- 4 議事
  - 議案第1号 相続税納税猶予に関する適格者証明について
  - 議案第2号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 5 その他
- 6 閉会

令和4年第6回立川市農業委員会総会

令和4年6月24日（金）

立川市役所302会議室

議席	氏名	議席	氏名
1番	鈴木 豊 君	10番	田中 佐一 君
2番		11番	横幕 玲子 君
3番	粕谷 久敬 君	12番	高杉 晋一 君
4番	小峰 喜昭 君	13番	中丸 邦春 君
5番	清水 清史 君	14番	清水 茂男 君
6番	嶋田 貞芳 君	15番	井上 洋司 君
7番	鳴島 広之 君	16番	島田 加美 君
8番	内野 智行 君	17番	鈴木 和昌 君
9番	岡部 良己 君		

事務局職員

局長 井上 隆一 君

次長 奥野 武司 君

係長 熊谷 寛 君

主事 小林 史弥 君

午後 3 時 0 0 分 開会

議長 皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、始めさせていただきます。

農業委員会のほうも、今日は全員出席かな。お 2 人、職代が欠席と、あと、横幕委員が遅れて来るということでございます。それと、ちょっと体調を崩しておられた鈴木委員も久しぶりに戻ってきていただいて、また、事務局の小林さんも、ちょっと体調を崩したということで、今日から復帰していただきまして、これで全員そろって農業委員会の準備も進めていきたいと思っております。

何点か報告事項がございます。

6 月 2 0 日に、ホテルエミシアで東京都農業会議の総会において、全国農業新聞東京支局の表彰状をいただきました。内容としましては、過去 2 年間の普及部数が平均の委員数の 2 倍以上の農業委員会が表彰されるという対象でございました。うちの立川と、そのほかも、全部で 1 0 の農業委員会が表彰をされました。

あと、もう 1 点、こちらについては、全国農業会議所表彰ということで、やはり農業新聞の普及部数が委員数の 5 倍以上の農業委員会が表彰されました。こちらの対象は全部で 6 農業委員会でございます。毎年、立川はそういった表彰をいただいております。

表彰状については事務局に渡してあります。それと、記念品もいただいておりますので、そちらについては会計さんと事務局で使い道等について、現金とかでなく、商品券みたいなものなので、案としましては、今度の祝賀会の際に花束に使わせていただいたらどうかと思っております。受賞者に、何も無いより、せつかなので使わせていただきたいと思っておりますので、こちらもよろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと、私は、全国農業委員会会長集会に出席した後、衆議院の議員会館で東京選出の国会議員との意見交換会がありまして、その席で何点か、今の議会の状況を聞かせていただい

たんですけれども、規制改革の関係もありまして、太陽光パネルを農地にも立ててもいいんじゃないかといった議論が、今、出ております。それと、あと、これはほぼ決まりだと思わすけれども、農地法第3条の下限面積というものがあるんです。ですから、要は、私が5反以上持っていなければ農地は買えないといった決まりがあるんですね。その下限面積も、恐らくこれは撤廃ということで、面積がなくなるということも出ました。

それと、もう1点は、一般の企業が農地も買えるようにしたほうがいいんじゃないかという。そういったものを、今、議会の中でも話が持ち上がっているということでございます。

何といたっても、太陽光パネルにしても、あと、企業が農地を買えるようになると今後問題も出てくると思うので、ぜひ、こちらについては反対していきたいということで、話もさせていただきました。ということでございます。

これで以上になります。

今日も急に暑くなりましたので、恐らくもう近いうちに梅雨も明けるんじゃないかと思わすので、熱中症に十分気をつけて作業をしていただきたいと思います。

それでは、ただいまより令和4年第6回立川市農業委員会総会を開催いたします。

立川市農業委員会会議規則第6条の規定を満たす数の委員に御出席いただいておりますので、本総会は成立しております。

本日の総会に付議すべき項目は別紙のとおりでございます。御審議のほどよろしく願わいたします。

それでは、座らせていただきます。

議長 初めに、議事録署名委員の指名でございます。今回は10番の田中委員、11番の横幕委員は遅れて来ますけれども、横幕委員に願わしいと思います。

それでは、報告事項(1)事務報告、(2)農地法第4条第1項第8号の規定による届出が1件、(3)農地法第5条第1項第7号の規定による届出が7件。一括して事務局より報告を

お願いいたします。

局長     それでは、初めに報告事項（１）事務報告を行います。恐縮でございます。着座の上、御報告申し上げます。

5月30日（月）、北多摩地区農業委員会連合会通常総会が清瀬市役所で開催をされまして、会長と事務局が出席させていただいております。

6月1日（水）から3日（金）にかけて、東京都農業会議、農業者年金担当者会議、農地中間管理事業担当者会議及び新規就農・農地貸借担当者会議、認定農業者等担い手支援推進会議などが開催をされまして、事務局が参加をさせていただいております。

また、6月10日（金）にも東京都農業会議、相続税納税猶予制度研修会が開催をされまして、事務局が参加をさせていただいております。

6月20日（月）でございます。東京都農業会議、第131回通常総会がホテルエミシア東京立川で開催をされまして、会長と事務局が参加をさせていただいております。詳細につきましては、先ほど会長がお話をされたとおりでございます。なお、その席上、全国農業新聞の普及における優秀農業委員会として当委員会が表彰されているということでございます。

委員会といたしましては、6月8日（水）に今年度第1回農地パトロールを実施いたしました。

15日（水）に本総会に向けた現地調査、本日、24日（金）、農業委員会総会、終了後に全員協議会を開催いたします。

本日以降の予定でございます。

6月28日（火）、東京都農業会議、夏季地区別検討会の開催が昭島市役所で予定をされておりました、会長、会長職務代理、事務局が参加の予定でございます。

7月7日（木）でございますが、北多摩地区農業委員会連合会の日帰りの会長研修がございまして、会長と事務局長が出席の予定ということでございます。

また、7月20日（水）でございます。農業経営者クラブと消費者団体との共催事業といたしまして、畑の見学会が2年ぶりに開催をされる予定となっております。会長の畑と高橋果樹園さんを見学予定とのことでございます。

委員会といたしましては、7月15日（金）、7月の総会に向けた現地調査、25日（月）、午後3時より第7回総会、終了後に全員協議会の開催を予定しているところでございます。

報告事項（1）事務報告は以上でございます。

続きまして、農地法に基づく届出に関する報告でございます。

報告事項（2）農地法第4条第1項第8号の規定による届出1件につきまして御報告を申し上げます。

申請人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

農地の所在は西砂町1丁目の2筆。地目は、登記簿上が畑、現況は畑及び雑種地。面積は合わせまして1,949㎡。転用目的は住宅用地となっております。

周辺略図を御参照いただきたいと思います。

報告事項（3）農地法第5条第1項第7号の規定による届出7件につきまして御報告申し上げます。

譲渡人・貸付人、譲受人・借受人の氏名、住所、職業につきましては記載のとおりでございます。

1件目から3件目につきましては、同一譲受人によりまして一体として転用されるものとなりますので、一括して御報告をさせていただきます。農地の所在は西砂町6丁目のそれぞれ1筆の計3筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積はそれぞれ144㎡で、合わせまして432㎡。転用目的は住宅用地でございます。2階建ての軽量鉄骨造住宅の建設が予定をされてございます。

4件目。農地の所在は西砂町6丁目の1筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は264㎡。転用目的は住宅用地でございます。

5件目。農地の所在は柏町2丁目の1筆。地目は、登記簿上



が畑、現況は雑種地。面積は 8 8 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

6 件目。農地の所在は若葉町 3 丁目の 4 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は合わせまして 1, 5 5 7 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

7 件目でございます。農地の所在は幸町 4 丁目の 1 筆。地目は、登記簿上が畑、現況も畑。面積は 2 7 3 m<sup>2</sup>。転用目的は住宅用地でございます。

それぞれ周辺略図を御参照いただければと思います。

報告は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま報告がありました件について、何か御質問などありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

そうしましたら、私からちょっと 1 点、お聞きしたいところが、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の 4 番の、この方なんですけれども、こちらは粕谷委員の地区になりますね。

3 番 はい。

議長 この方は以前、特定等で結構いろいろ指摘された方だと思うんですけれども、この農地は、また違う農地ということなんでしょうね。

3 番 この方の持っている農地で、これは七中の西側の道路に面したところにある小さ目の農地なんです。あと、自宅の裏と、ちょっと 5 丁目のほうの畑もあれなんですけれども、どちらももう生産緑地の解除を申請されている農地になります。そちらも多分そのまま手放す形になるというところですよ。

議長 ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないようでしたら、報告事項についてはこれで終了をいたします。

続きまして、議案第 1 号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、1 件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、議案第1号について御説明いたします。

農地相続人の住所、氏名につきましては記載のとおりでございます。

現地調査を6月15日、申請者代理人立会いの下、会長、粕谷委員、岡部委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、事務局で行いました。

特例適用申請農地は西砂町1丁目の2筆になります。略図1を御覧ください。略図1は西武立川駅の北西、宮沢通りを挟んで南北に広がる農地です。北側は植木の苗木の生産を行っており、雑草等も目立たず、肥培管理も良好でした。道路の南側は主に露地栽培の野菜生産をしており、ゴボウなどが植え付けられておりました。この農地は分筆し、線路沿いの南側は開発予定、北側は農地として今後も利用されるそうです。こちらの農地も境界の確認ができ、肥培管理も良好でした。

議案第1号についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第1号について、確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。

補足説明を粕谷委員、岡部委員、嶋田貞芳委員、横幕委員、あと鈴木会長の順でお願いしたいと思います。

まず初めに、粕谷委員、お願いします。

3番 この方は、皆さん御存じのとおり、東京みどりの役員をやっていたらっしゃるので、仕事の中心は奥さんと息子さんになっております。

今、事務局から説明があったとおり、宮沢通り、北側の農地のほうは、グランドカバーや、あと、都の委託苗木ということで、ブルーベリーやアベリアがきれいに整頓されて栽培されておりました。宮沢通り、南側のほうに関しましては、野菜類があって、ゴボウがうまく育ってました。あいているところも耕うんされていて、非常にきれいな畑でした。

境界につきましては全て確認できて、問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、岡部委員、お願いします。

9番 圃場を一目見まして、肥培管理も大変よくできておりますし、境界も確認できました。全く問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

次に、嶋田貞芳委員、お願いします。

6番 今、両委員が言われたとおり、肥培管理は物すごくきれいにできていると思えました。それと、宮沢通り南側ですか。この31というところなんですけれども、非常に複雑ないきさつのある土地だったようですけれども、南側、線路沿いに向けて今後、開発なりをするということだったんです。

この敷地ですけれども、立川市の道路があるということだったんですけれども、用地的には確認は全部、くいとかもできたんですけれども、現状はどう見ても畑道、中道というような状況の非常に珍しい敷地でしたけれども、境界も全て確認できたので問題ないと思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。

横幕委員はまだいらっしゃらないので、私のほうから報告をいたします。

今、各委員さんから御報告がありましたように、非常にこの方は熱心にやられておりました、野菜と植木をやられて、肥培管理も非常にきれいにされておりました、今、嶋田委員からも言われましたように、ちょっと複雑な農地ということで、こちらのほうも全て確認をさせていただきましたので、こちらについて適格者として問題はないかと思えます。

以上でございます。

ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、証明書の発行を前提として

申請者に意思確認を行いたいと思います。

申請人を呼んできてください。

〔申請人 着席〕

議長 こんにちは。本日は、お忙しい中お越しいただきまして、ありがとうございます。

申請人の方には相続税猶予制度について十分御理解いただいていると思いますが、本総会におきまして改めてその意思確認をさせていただきたいと思いますので、御協力をお願いしたいと思います。

農業委員会としましては、納税猶予制度が正しく運用されなければ、制度そのものが維持されず、立川農業の発展はおろか、農地の存続すらできなくなってしまうと考えています。

そこで、農業経営に対する申請人のお考えをお尋ねさせていただきたいと思います。

それでは、初めに農業経営部会長、次に土地利用部会長の順に質問をします。

それでは、初めに、鈴木農業経営部会長、お願いいたします。

17番 こんにちは。お忙しいところ、ありがとうございます。また、本日は申請人であります御主人が農業総代会のため、代理での出席という形になっていると思いますけれども、質問のほうも申請人である御主人に向けて質問させていただきますので、適宜お答え願いたいと思います。

それでは、始めます。

相続税の納税猶予制度は、東京など首都圏で農業経営を継続していく上で、なくてはならない制度であると同時に、ほかの業種にはない特別な制度であります。この制度を申請された農地は生涯にわたり農業経営を行う義務があります。この長い期間、様々な理由により、申請者自身で耕作することが困難になることも考えられますが、そのような場合でも農業経営は継続していかなければなりません。仮に申請者自身の健康状態が悪くなったときには、御家族の協力がなければ農業経営の継続が難しくなることも予想されます。

そこで、2点確認させていただきます。

1点目。申請者自ら将来にわたって農業経営を継続していく意思をお持ちでしょうか。

2点目。後継者の育成や申請者以外の農業補助者、御家族の方の協力、支援等を受けられるのでしょうか。

以上2点についてお答えをお願いいたします。

申請人 まず1点目ですが、私は家族と共に農業を行ってききましたが、今後も生涯にわたり農地の適切な肥培管理を行い、安全安心な農産物の生産を心がけ、農業経営を継続していきます。

2点目。私は、家族と共に生涯にわたり農業を行うことを約束しましたが、既に後継者として長男も農業をしています。私の夫や長男の妻の手伝いもあり、家族の協力で農業経営を継続していくつもりですので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

17番 ありがとうございます。

お体には十分注意していただいて、農業経営をこれからも行っていただきたいと思います。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

続きまして、粕谷土地利用部会長、お願いします。

3番 お忙しい中、お越しいただき、ありがとうございます。先ほどの質問と重複するような内容になるかもしれませんが、質問させていただきます。

相続税の納税猶予制度は農業だけに適用される特例措置です。各市町村の農業委員会は、この制度が存続されるよう、様々な努力をしていますが、申請者や家族の方が農地の肥培管理を適切に行わなければ、この制度を維持することはできなくなります。適用申請農地は原則として申請者自身で耕作を行う必要がありますが、都市農地貸借円滑化法の施行により、貸すことができるようになりました。ただし、貸している間に相続が発生し、買取り申出を行う場合には、貸している者の農業経営への一定の関与が必要で、貸借の事業計画に関与する内容を具体的に記載する必要があります。万一、許可なく相対での貸し借り

を行うと猶予が取り消され、猶予されていた税額に利子税を加えて納付することになりますので、御注意ください。

そこでお尋ねします。

特例適用申請農地について、申請者御自身がどのように関わっていくかをお聞かせください。

申請人 相続税の納税猶予制度がなければ、都市では農業を続けていけないと考えております。農地を無許可で貸してはいけないことや、許可を受けて貸したときでも農業経営に関わり続けていかないと、次の相続のときに買取り申請ができなくなることは承知しています。

これからも私や家族で肥培管理を行い、農業経営をしていきますので、農地を貸すことは考えていません。

もし、私や家族が病気などで農業経営ができなくなったときには、農業委員の皆様にご相談させていただきます。今後も、グランドカバーや野菜を生産していきたいと考えています。よろしくお願ひします。

3 番 ありがとうございます。

納税猶予制度は、単に相続税の軽減を目的とするものではなく、農業経営の安定、農業の継続を図ることを目的として猶予されるものです。ただいま申請農地の肥培管理や耕作を適正に行い、農業経営を生涯行うことを約束していただきました。ぜひよろしくお願ひいたします。体には十分気をつけて頑張ってください。ありがとうございます。

議長 ありがとうございます。

委員の皆さんで何か御質問があったら、お願ひしたいと思います。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、私のほうから申請人の方にお願ひがございます。

ただいま両部会長からの質問にいろいろと答えていただきまして、本当にありがとうございます。

もう十分、納税猶予については御承知いただいているかと思

いますが、3年に1回、農業委員会としまして現地調査に伺いますので、そのときには、また立会いをお願いしたいと思えます。ということでお願いしたいと思えます。

ただいま両部会長から質問した内容が、こちらの封筒に書いてありますので、お帰りになりましたら、また御家族にこちらを見ていただいて、再度猶予制度というものはこういうものだとということで御理解いただきたいと思えます。

それでは、こちらのほうをお持ちしていただきたいと思えます。

本日は、忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございました。また今後ともよろしくをお願いしたいと思えます。

〔申請人 退席〕

議長 それでは、採決に移ります。

議案第1号、相続税納税猶予に関する適格者証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

次に、議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、2件を議題に呈します。

事務局より説明をお願いいたします。

次長 それでは、引き続き農業経営を行っている旨の証明について御説明いたします。

現地調査を6月15日、申請者、会長、高杉委員、横幕委員、事務局で行いましたので、調査結果を御報告いたします。

なお、議案第2号の2件につきましては、同一世帯に係る案件となりますので、併せて御報告いたします。

議案第2号、特例農地は栄町2丁目の計3筆となります。略図1を御覧ください。略図1は、立川通りの北側、昭和第一学園の南側に広がる農地です。非常に多品種の野菜類が栽培されており、雑草等もほぼなく、大変きちんと管理されておりました。略図2を御覧ください。略図2は、同じく立川通りの南側、

自宅の東に広がる農地で、露地とハウスでの野菜栽培をしておりました。こちらでも多品種の野菜を作られておりました。北側の農地と同様に雑草等もほぼありませんでした。どちらの農地も境界が確認でき、肥培管理は大変良好でした。

議案第2号の説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

議案第2号について確認を担当された委員から補足説明をお願いいたします。補足説明、1番、2番を高杉委員と横幕委員の順にお願いしたいと思います。

では、初めに高杉委員、お願いします。

1 2 番 この方の畑は、事務局も言っていたとおり、非常によく肥培管理がされており、1の畑ではトウモロコシ、ネギ、シソ、ほか露地野菜が栽培されておりました。2番のほうは、ちょっと複雑な形をしていますが、畑の中にもしっかりとくいが入っており、全ての境界ぐいを確認いたしました。

ハウスの中では、トマト、また、露地ではキュウリ、ナスなどの果菜類と切り花用の花も栽培されておりました。こちらでも草などはほとんどなく、肥培管理は良好でした。

以上です。

議長 ありがとうございます。

続きまして、横幕委員、お願いします。

1 1 番 今、報告があったとおり、大変きれいに管理されておりました。多品種を作っておられるんですけれども、直売所があるので、どうしても多品種になるという話をしておられました。特に、1の畑のほうは、ボランティアさんも活用なさって、大変ボランティアさんがよくやってくれるという話でした。

議長 ただいま説明がありました件について、何か御質問等がありましたらお願いをいたします。ありませんか。

……質疑なしの声

議長 それでは、質問がないと認め、採決に移ります。

議案第2号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、証明することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。



……全員挙手

議長 ありがとうございます。全員挙手と認め、証明することに決めます。

続きまして、その他。何かございますか。

次長 1点御報告がございます。2月の総会におきまして報告をさせていただきました、市街化調整区域内の農地転用の許可につきまして、今後、実際の申請等がなされる運びとなりましたので、御報告をいたします。

市街化調整区域内で運営されております社会福祉法人が、現在の事業敷地に隣接する農地、約1,500㎡弱を駐車場用地として転用取得したいとする案件でございます。

市街化調整区域内の農地転用は都道府県知事の許可案件となり、当該地区の農業委員会は、転用目的が適当であるか、確実に転用できる資金力を有しているか、周辺農地に支障が生じないかなどにつきましての意見書を提出することとなります。現在、東京都、東京都農業会議と申請手続に向けて調整を行っておりますので、今後、現地調査や意見書の議案など、お願いすることとなってまいります。御承知おきいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

議長 では、何か質問ありますか。ただいまの事務局からの説明について。

岡部委員、ないですか。調整区域で。

9番 ないです。

議長 大丈夫ですか。

あと、その他はないでしょうか。

次長 大丈夫です。

議長 ないようであれば、本日の審議予定はこれで終了でございます。

次回の農業委員会は7月25日月曜日、午後3時から、205会議室で開催となります。

本日も慎重審議をしていただき、ありがとうございます。

午後 3 時 3 7 分 閉会

以上のとおり会議の顛末を記録して、相違ないことを  
証するため、署名捺印する。

農業委員会議長

議事録署名委員

議事録署名委員